

平成 27 年度 茨木市入湯税の使途状況について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

なお、入湯税は市内の鉱泉浴場（温泉施設）における入湯客が納税義務者となり、鉱泉浴場経営者が特別徴収義務者として、入湯料金等と一緒に徴収（1人1日につき150円）し、市に申告納付します。

平成27年度の入湯税（3,600円）は、以下のとおり消防活動に必要な施設の整備に要する経費の財源として活用しました。

○平成27年度入湯税使途状況

（単位：円）

事業名	事業費	入湯税充当額
消火栓整備事業	761,980	3,600

入湯税は消防活動に必要な施設の整備に使われています。